

25動薬第1035号
平成25年7月29日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

近年、多様なアジュバントの開発が進み、「安全性に関する試験」の中で実施している「アジュバント等異物の消長を観察する試験」の試験期間が長期化し、合理的に実施することが困難となる場合が増加していることに伴い、今般、「アジュバント等異物の消長を観察する試験」を求める資料区分の見直しを行い、「物理的、化学的試験」に「使用制限期間の設定に関する試験」を設け、「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の別添8及び別添9の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願いします。